5 医療制度の充実強化について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足の地域や診療科における一定期間の診療経験を付加すること、もしくはいわゆる後期臨床研修を制度として位置づけ、へき地勤務など政策医療への従事を義務付けることなど、医師確保に向けた実効性のある対策に取り組むこと。
- (2) 診療科全般にわたって高い診療能力を有しているいわゆる総合医 を専門医と同様に位置づけ、育成を図ること。
- (3) 本県では、人口10万人当たりの勤務医師数が全国平均を下回っているものの、指導医の指導の下、研修医も救急医療に携わり、良好な救急医療体制を構築してきた事情を踏まえ、平成23年度以降も研修医募集定員の経過措置を継続するなど、地域医療に混乱が生じないよう引き続き配慮すること。
- (4) 平成21年度からは救急医療や産科医療を担う勤務医の処遇改善策が講じられ、さらに平成22年度診療報酬改定では病院勤務医の負担軽減を目的とした評価の見直しが行われたが、その効果についての検証を行い、処遇改善や負担軽減策のより一層の充実を図ること。
- (5) 救急患者を受け入れる病院に軽症患者が集中し、病院勤務医の負担を増大させていることから、救急病院の受診をできる限り避け、「かかりつけ医」の利用を呼びかける全国的なキャンペーンを実施すること。
- (6) 後期高齢者医療制度の廃止・新たな制度設計に当たっては、制度対象者である高齢者はもちろん、制度運営の現場である市町村等が混乱を来たさないよう十分配慮するとともに、地方の意見を十分反映すること。また、今後、一層の医療費の増加が見込まれる中、国の責任において財源確保を行い、将来にわたって安定的に財政運営ができる医療保険制度とすること。

(背景)

○ 平成16年4月から始まった初期臨床研修の必修化などをきっかけとして、医師の地域や診療科の偏在、開業志向による病院勤務医の不足などの医師不足問題が深刻化し、今や全国的に大きな課題となっている。

- さらに、夜間、休日に、軽症患者が病院へ過度に集中することによって、病院 勤務医の負担が増大している。
- 医師不足の問題は、臨床研修や診療報酬といった制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策の実施が求められている。
- 平成21年4月に、研修医の地域偏在の是正等を目的として、都道府県ごとに研修医募集定員の上限を設定する等の臨床研修制度の見直しが行われたが、国の当初の案では、本県が採用できる研修医数は大幅に減少することが予想された。本県では、研修医は救急医療において指導医の指示のもと一定の役割を果たしており、救急医療体制の維持に深刻な影響が懸念されたことから、国に要望を行った結果、各病院の研修医募集定員に関する経過措置が盛り込まれ、平成22年度も継続された。
- 本県においては、医師不足を打開するため、県独自の取組として平成18年度からドクターバンクなどの方策により医師確保に努めるとともに、平成20年度からは、病院勤務医の負担軽減を図るため、県民に対し、できるだけ診療時間内に「かかりつけ医」を受診するよう呼びかけを行っている。また、平成21年度からは、地域医療へ積極的に貢献する医師を確保するため、診療科全般にわたって高い診療能力を有する総合医の養成を目的とした講座の大学医学部への設置を支援している。さらに、平成22年度からは、地域医療再生計画に基づき、県内の医学部を有する大学との連携を図りながら、地域で必要とされた医療機関に医師を派遣するシステムの構築などに取り組んでいる。
- 国においては、後期高齢者医療制度は平成24年度末をもって廃止し、新たな 高齢者医療制度を創設するとしている。

(参考)

愛知県における医師不足のために診療制限している病院(平成21年6月末)

1 全体の概要

【単位:病院】

2次医療圏	医師不足のため診療制限している病院					
名古屋	27	/	132	(20.5%)		
海部	2	/	11	(18.2%)		
尾張中部	0	/	5	(0.0%)		
尾張東部	3	/	19	(15.8%)		
尾張西部	4	/	20	(20.0%)		
尾張北部	6	/	24	(25.0%)		
知多半島	7	/	20	(35.0%)		
西三河北部	3	/	20	(15.0%)		
西三河南部	6	/	37	(16. 2%)		
東三河北部	1	/	6	(16.7%)		
東三河南部	10	/	38	(26. 3%)		
計	69	/	332	(20.8%)		

注) 診療制限している病院数/診療科標榜病院数

2 主な診療科ごとの状況

診療科	病院数						
産婦人科	17	/	69	(24.6%)			
小児科	16	/	133	(12.0%)			
精神科	12	/	101	(11.9%)			
内科	28	/	288	(9.7%)			
整形外科	12	/	206	(5.8%)			
外科	8	/	201	(4.0%)			
麻酔科	4	/	107	(3.7%)			

注) 診療制限している病院数/各区分の病院総数